

パブリックコメントの意見と対応について

「海岸保全基本計画の改定案」対して、皆様からご意見を頂きありがとうございました。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	<p>①大島の砂の浜(さのはま)海水浴場、筆島海水浴場は、現在は町の指定が解除されているので、p.4-3の大島の図面から削除したほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>②自然的特性の表で、アカウミガメの産卵地となっていますが、近年、“アオウミガメ”の産卵も確認されています。2016年はアオウミガメが4回産卵しました。</p> <p>また、新島、神津島、三宅島、八丈島についても、ウミガメの産卵が確認されているので、4章の各島の図面にあわせて反映するべきです。</p>	<p>①計画書のp.4-3大島他、全島の図面の海水浴場の情報を最新情報に更新いたしました。</p> <p>②アカウミガメの記載は海岸保全基本計画上の配慮事項として示している内容であり、自然的特性としてウミガメの生息が確認されていることを表現していたものです。このため、ご意見を踏まえ検討した結果、自然的特性の記載としては、ウミガメの生息を広く表現するため、「ウミガメ」という表記とし、他のゾーンについても統一して「アカウミガメ」の記載から「ウミガメ」と記載することといたしました。</p> <p>ウミガメの産卵場は、ヒアリング、アンケート以外にも海洋台帳等で情報があるものについて、4島ともに計画に反映させていただきました。</p>
2	<p>三宅島の海岸線エリアで行われるスポーツクライミングへの理解と対応について</p> <p>クライミング時に秩序なくボルトを岩場に打つことはやめるべきですが、三宅島におけるクライミング観光を進めるなかで、安全対策を踏まえたボルトの設置(自然公園内)を一部認めて頂けないのでしょうか。</p>	<p>ご意見は、今後の海岸利用にあたって、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、レクリエーションやスポーツ等で海岸を利用する場合は、関係法令に基づき適切に行っていただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>八丈島のクルージングボート、ダイビングボート等、漁船以外の小型船舶が漁港施設を利用することができない状況ですが、今後マリレジャーによる地域活性化へ向けて漁港の活用ができないのでしょうか。</p>	<p>漁港施設の利用に関するご意見とご理解いたします。</p> <p>ご意見は、東京都の漁港事業の担当へ情報提供いたします。</p>
4	<p>「教育内容の改正による具体案」、「女性社会進出内容の改正による具体案」他</p>	<p>他事業に関するご意見と理解します。</p>